

平成 26 年 4 月 23 日  
運 輸 安 全 委 員 会

遊漁船及び瀬渡船の乗揚、防波堤等への衝突事故の防止に関する  
意見に基づき講じた施策について

運輸安全委員会は、標記について平成 26 年 3 月 28 日付けで水産庁長官に対して意見を述べたところですが、今般、意見に基づき講じた施策について別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、この通知については、意見の内容を反映したものとなっています。

問い合わせ先

運輸安全委員会事務局参事官付

事故防止分析官 國田（内線 54232）

統括船舶事故調査官 吉岡（内線 54233）

TEL 03-5253-8111（代表）

TEL 03-5253-8823（直通）

別添

25水管第2775号  
平成26年3月31日

運輸安全委員会

委員長 後藤昇弘 殿

水産庁長官

遊漁船利用者の安全確保について

平成26年3月28日付け運委参第497号による「遊漁船及び瀬渡船の乗揚、防波堤等への衝突事故の防止に関する意見について」を受け、遊漁船利用者の安全確保を確実に実施させるため、業務規程例を改正し、都道府県知事に助言するとともに、遊漁船業務主任者養成講習実施者、水産庁補助事業で、遊漁船業者等を対象とした安全講習会実施者に対して事故防止のための措置の内容を徹底するよう別添のとおり要請したのでお知らせする。



北海道知事 殿

水産庁長官

### 遊漁船利用者の安全確保について

平成25年8月及び9月に遊漁船が岩場に乗揚又は防波堤に衝突する重大な船舶事故が連続して3件発生し、旅客を含む15名が重軽傷を負い、同年10月以降も3件の同種事故が継続して発生している状況から、運輸安全委員会は、当職に対し、「遊漁船及び瀬渡船の乗揚、防波堤等への衝突事故の防止に関する意見について」（平成26年3月28日付け運委参第497号。別紙1）を提示したところである。

遊漁船業の適正化に関する法律では、遊漁船利用者の安全確保のため、同法第11条に基づき業務規程を定めることとなっており、同法施行規則第9条に業務規程に定める事項が規定されている。また、水産庁では、水産庁長官通知（平成15年3月7日付け14水管第3670号）により業務規程例を示しており、同業務規程例第14条において、船長は、船舶安全法、港則法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海上交通安全法及び海上衝突予防法等の海上における安全法令を遵守して航行するとともに、利用者の安全の確保に十分な注意を払うことを規定している。

しかしながら、釣り客を伴う遊漁船の乗揚、防波堤への衝突等により多数の負傷者が発生していることから、遊漁船利用者の安全確保の観点から、業務規程例を別添のとおり改正したところである。

については、貴管下の遊漁船業者等に対して、下記の内容を周知徹底するとともに、速やかに業務規程を改正する指導を行い、遊漁船業の適正化に関する法律第11条に基づき届け出のあった業務規程の状況について水産庁に報告願いたい。

### 記

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に、危険と認められる場所について、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行うとともに、航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行うこと

水産庁長官  
本川 一善 殿

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘

遊漁船及び瀬渡船の乗揚、防波堤等への衝突事故の防止に関する意見について

平成25年8月及び9月に遊漁船が岩場に乗揚又は防波堤等に衝突する重大な船舶事故が連続して3件発生し、旅客を含む15名が重軽傷を負った。また、同年10月以降も3件の同種事故が継続して発生している状況である。

平成20年10月から平成26年2月までに認知した遊漁船及び瀬渡船（以下「遊漁船等」という。）による乗揚、防波堤等への衝突、養殖施設等の損傷事故は、63件に上っており、3月末までに56件についての船舶事故調査報告書を公表している。

これらを分析したところ、定係地への出入経路、利用頻度の高い釣りポイントへの経路等の航行に慣れた水域でありながら、船位を確認しない、よそ見、誤認等が重なり事故に至っているものが大半であり、前記のような水域でも、特に、危険と認められる場所を調査し、把握することが、望まれる状況にある。

したがって、航行に慣れた水域における特に危険と認められる場所を把握し、危険な場所を安全に航行できるよう、必要な措置を講じることについて、遊漁船等の事業者の指導を行う必要があると考えられる。

このことから、当委員会は、遊漁船等を利用する釣り客の安全を確保するため、遊漁船業の適正化に関する法律を所管する水産庁長官に対し、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について、通知方よりよくお取り計らい願いたい。

記

水産庁長官は、釣り客が乗船した遊漁船等の乗揚、防波堤への衝突等により、多数の負傷者等が発生していることから、遊漁船等の利用者の安全確保のため、遊漁船等の事業者又は遊漁船等の業務主任者に対し、次のことを周知徹底するよう、都道府県知事等に助言するとともに、これらを確実に実施させるための手段を検討すべきである。

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に、危険と認められる場所について、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行うとともに、航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行等を行うこと。

別添2

○ 業務規程例（平成15年3月7日付け水産庁長官通知14水管第3670号）の一部改正 新旧対照表

改正後	現行																
<p>(その他) 第23条 各別表において*が付された項目は必須事項です。</p> <p>別表9 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項 航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)</p> <p>一般的事項 * ( ) 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。 * ( ) 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する針路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。 * ( ) 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。 * ( ) 海中転落のおそれのある作業をする場合は、救命胴衣等を着用します。 * ( ) 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させるよう努めます。 * ( ) 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別表9の2にとりまとめ、安全に航行できる航路、避險線等の設定を行います。 * ( ) 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避險線に基づいた安全な航行を行います。 * ( ) 12歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。 * ( ) 気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣等を着用させます。 ( ) その他 ( ) 船釣りをする場合 (略) 磯等渡しをする場合 (略) 上記以外(観光定置、観光底びき等)をする場合 (略)</p>	<p>別表9 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項 航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)</p> <p>一般的事項 * ( ) 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。 * ( ) 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する針路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。 * ( ) 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。 * ( ) 海中転落のおそれのある作業をする場合は、救命胴衣等を着用します。 * ( ) 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させるよう努めます。  * ( ) 12歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。 * ( ) 気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣等を着用させます。 ( ) その他 ( ) 船釣りをする場合 (略) 磯等渡しをする場合 (略) 上記以外(観光定置、観光底びき等)をする場合 (略)</p>																
<p>別表9の2</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所(該当箇所を記入)</td> </tr> <tr> <td>岩場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浅瀬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防波堤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養殖施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">自船の位置及び設定した航路の航行並びに避險線に基づいた航行の確認方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所(該当箇所を記入)		岩場		浅瀬		防波堤		養殖施設		その他		自船の位置及び設定した航路の航行並びに避險線に基づいた航行の確認方法				
利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所(該当箇所を記入)																	
岩場																	
浅瀬																	
防波堤																	
養殖施設																	
その他																	
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避險線に基づいた航行の確認方法																	

平成26年3月31日

有限会社東北小型船舶免許センター 代表取締役 殿

水産庁長官

### 遊漁船利用者の安全確保について

平成25年8月及び9月に遊漁船が岩場に乗揚又は防波堤に衝突する重大な船舶事故が連続して3件発生し、旅客を含む15名が重軽傷を負い、同年10月以降も3件の同種事故が継続して発生している状況から、運輸安全委員会は、当職に対し、「遊漁船及び瀬渡船の乗揚、防波堤等への衝突事故の防止に関する意見について」（平成26年3月28日付け運委参第497号。別紙1）を提示したところである。

遊漁船業の適正化に関する法律では、遊漁船利用者の安全確保のため、同法第11条に基づく業務規程例第14条において、船長は、船舶安全法、港則法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海上交通安全法及び海上衝突予防法等の海上における安全法令を遵守して航行するとともに、利用者の安全の確保に十分な注意を払うことを規定している。

しかしながら、釣り客を伴う遊漁船の乗揚、防波堤への衝突等により多数の負傷者が発生していることから、遊漁船利用者の安全確保の観点から、業務規程例を別添のとおり改正したところである。

については、遊漁船業務主任者を養成する講習において、今回の改正内容を踏まえた事故防止対策の指導を行うとともに、引き続き、遊漁船業者及び遊漁船利用者の安全意識の向上に努められたい。

一般社団法人全日本釣り団体協議会

会長 山下 茂 殿

水産庁長官

### 遊漁船利用者の安全確保について

平成25年8月及び9月に遊漁船が岩場に乗揚又は防波堤に衝突する重大な船舶事故が連続して3件発生し、旅客を含む15名が重軽傷を負い、同年10月以降も3件の同種事故が継続して発生している状況から、運輸安全委員会は、当職に対し、「遊漁船及び瀬渡船の乗揚、防波堤等への衝突事故の防止に関する意見について」（平成26年3月28日付け運委参第497号。別紙1）を提示したところである。

遊漁船業の適正化に関する法律では、遊漁船利用者の安全確保のため、同法第11条に基づく業務規程例第14条において、船長は、船舶安全法、港則法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海上交通安全法及び海上衝突予防法等の海上における安全法令を遵守して航行するとともに、利用者の安全の確保に十分な注意を払うことを規定している。

しかしながら、釣り客を伴う遊漁船の乗揚、防波堤への衝突等により多数の負傷者が発生していることから、遊漁船利用者の安全確保の観点から、業務規程例を別添のとおり改正したところである。

については、漁船業者に対する安全に関する講習会及び遊漁船業務主任者を養成する講習の開催などを通じ、今回の改正内容を踏まえた防止対策の指導を行うとともに、引き続き遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の安全意識の向上に努められたい。